

地方自治法第 199 条第 5 項の規定による監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 7 月 11 日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 石川 正志

第 1 監査の趣旨

公共下水道事業受益者負担金・分担金横領事案が発生し、公共下水道事業受益者負担金・分担金の取扱状況及び再発防止の取組状況について、確認する必要があるため、随時監査を実施した。

第 2 随時監査の結果等

1 監査対象課及び監査実施期間

- (1) 監査対象課 上下水道課
- (2) 監査の趣旨（着眼点） 公共下水道事業受益者負担金・分担金の取扱状況
- (3) 監査実施期間 令和 4 年 6 月 7 日から令和 4 年 7 月 5 日

2 監査内容

公共下水道事業受益者負担金・分担金の取扱いについて、適正に処理されているか、提出された資料等に基づき、関係職員から聴取等により監査した。

3 監査結果・意見

この度発生した横領事案の最大の要因は、当然ながら横領した職員の公務員としての倫理観の欠如にある。しかし、その職員に業務を任せきりにしたこと等、組織全体としての管理手順の欠如による、「業務手順のあいまいさ」が、事件を防げなかった要因とも言える。

本件事案後に取り組みられている再発防止策として、業務手順の検証と確認による「手順書の整備」、複数の職員での業務対応等を行っている。

不正を防止するには、職場の風通しの良さが大切である。職場における上司や先輩職員など、複数の職員による精査、日常の指導などによる「意思疎通」「相互理解」を図り、組織的に誤りや不正行為の未然防止に努められたい。

未収金取扱いの経過記録については、誰が見てもわかりやすい記録となるよう、必要十分な記載、適切な資料添付に努め、組織としての情報の共有化に取り組み

りたい。このことが後日、それぞれの事案がどのように意思決定され、処理が行われたか明らかにできることとなり、市民への説明責任を果たすことにつながる。

今後、公金の収納及び管理体制のさらなる強化・徹底を行い、大きく損なわれた市民の信頼回復に努められたい。